

裏

児童福祉法第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があるときは、第三十六條から第四十四條までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五條第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む）については、その施設の設置者若しくは管理者に對し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入りその施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

第三十四條の四第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四條の四第三項の規定は、前項の場合について準用する。

児童福祉法第五十九條の五 第二十一條の四第一項（第二十一條の九第八項において準用する場合を含む）、第三十四條の四第一項、第三十四條の五、第四十六條及び第五十九條の規定により都道府県知事の権限に属するものとされてゐる事務は、児童の利益を保護する緊急の必要があると厚生大臣が認める場合に於ては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。

附 則

（施行期日）  
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（指定養成施設の經由事務に関する経過措置）  
2 この省令の施行前に、現に都道府県知事に対してなされた改正前の第三十九條の四に規定する指定の申請、第三十九條の五に規定する報告及び第三十九條の八に規定する指定の取消の申請については、なお従前の例による。

○厚生省令第四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五條第一項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

令 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「児童福祉審議会」を「法第八條第四項に規定する都道府県児童福祉審議会」に、「規定により地方社会福祉審議会」を「規定により同法第六條第二項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）」に改める。

第二十五條中「児童福祉司」を「法第十一條第一項に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）」に改める。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省令第四十五号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、母体保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

令 母体保護法施行規則の一部を改正する省令

母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項を削る。

第二十八條第一項中「第九條」を「令第七條第一項に規定する厚生省令で定める申請、届出その他の行為は、第九條」に、「第十五條第二項及び前條第一項」を「及び第十五條第二項」に改め、「は、住所地の保健所長を經由して行うもの」を削り、同條第二項中「第十六條」を「令第七條第二項に規定する厚生省令で定める申請及び届出は、第十

六條」に改め、「は、認定講習実施地の保健所長を經由して行うもの」を削る。

別記様式第十四号を削る。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省令第四十六号

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律百二十九号）第二十四條の規定に基づき、母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省令第四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十九條の九第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。  
第七十四條中「様式第十三号」の下に「介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者にあつては、様式第十三号の二」を加える。  
第七十六條の次に次の一條を加える。

（日雇特別被保険者手帳の交換）

第七十六條の二 日雇特別被保険者は、介護保険第二号被保険者に該当しなくなつたときは、直ちに都道府県知事又は指定市町村長に日雇特別被保険者手帳を提出して、その交換を申請しなければならない。この場合において、当該日雇特別被保険者が第九十三條第二項の規定により読み替へて準用される第十七條ノ二第一項の規定により行う届出は、当該申請と同時に行うものとする。

2 前項の申請があつたときは、都道府県知事又は指定市町村長は、当該申請の際提出された日雇特別被保険者手帳（以下この項において「旧手帳」という。）に代えて様式第十三号による日雇特別被保険者手帳を交付するものとする。ただし、旧手帳に印紙をはり付けるべき余白があるときは、都道府県知事又は指定市町村長は、当該旧手帳に介護保険第二号被保険者に該当しない旨の確認の表示を行つて返付するものとし、この場合において、当該旧手帳は様式第十三号によるものとみなす。

3 前二項の規定は、日雇特別被保険者が介護保険第二号被保険者に該当することとなつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十七條ノ二第一項」とあるのは、「第十七條ノ三第一項」と、第二項中「様式第十三号」とあるのは「様式第十三号の二」と読み替へるものとする。第九十八條第一項中「様式第十八号」の下に「介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者に係る報告にあつては、様式第十八号の二」を加える。

様式第十三号を次のように改める。

母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令

母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「又は指定都市の長その他の機関若しくは職員」を削り、「処理し、又は行う」を「処理する」に改める。

第十五條中「又は中核市の長その他の機関若しくは職員」を削り、「処理し、又は行う」を「処理する」に改める。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

厚生大臣 丹羽 雄哉